

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助金について

(趣旨)

- 1 市長は、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）の設置を促進することにより、新エネルギーの普及及び環境に関する市民の意識の向上を図り、もって地球温暖化対策の推進及び地域経済の活性化に寄与するため、市内業者との契約又は施工によりシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 2 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度において、津山市内に存する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に居住する者であって、当該住宅にシステムを設置したもの又はシステムが設置された建売住宅を購入したもの（住宅の所有者に補助対象者以外の所有者がある場合は、システムの設置について当該所有者全員の承諾を受けている者に限る。）
 - (2) 電力会社と電気の需給契約を締結している者
 - (3) 市（区）町村税，国民健康保険料，介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
 - (4) 国が定める国内排出削減量認証制度に基づき二酸化炭素排出削減事業の承認を受けた津山環境倶楽部に入会する者
 - (5) 市内業者（市内に本店，支店，営業所等を有する法人及び個人事業者をいう。）との契約又は施工によりシステムを設置した者
 - (6) 電力会社とシステムからの電力受給契約を締結し，電力の受給を開始した者
- 2 - 2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は，1回限りとする。

(補助対象システム)

- 3 補助金の交付の対象となるシステムは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するシステムとする。
- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定による認定（以下「設備認定」という。）を受けていること。
- (2) 対象システムを構築する太陽光モジュールの公称最大出力の合計又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（以下「対象システム出力値」という。）

が、10キロワット未満であること。

- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- (4) 電力会社と余剰電力の受給契約が締結されていること。
- (5) 未使用のものであること。

(補助金の額)

- 4 補助金の額は、対象システム出力値(キロワットを単位とし、小数点以下第2位まで算定する。この場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に15,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限を50,000円とする。

(交付申請等)

- 5 補助金の交付を受けようとする者は、システムからの電力受給を開始した日から1年以内に、市長が別に定める様式による補助金交付申請書(兼報告書)(以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールの出力対比表の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書又は当該契約の内容を証する書類の写し
- (3) 設備認定を受けたことを証する書面の写し
- (4) システム設置後の建物全体及び太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真
- (5) システム設置後のパワーコンディショナーの型式名及び発電量等が表示できるエネルギー表示器(モニター)が確認できるカラー写真
- (6) 電力受給を開始した日以後に交付を受けた住民票の写し
- (7) 市内業者が発行した領収書及び内訳書の写し又は設置した施工業者が市内業者である事を証する書面
- (8) 市税等の滞納がないことを証する書面(発行後3ヶ月以内のもの)
- (9) システムを設置した住宅の所在地がわかる図面(建物が特定できること)
- (10) 津山環境倶楽部入会申込書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

- 6 市長は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(支払)

- 7 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から補

助金の交付の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

8 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

9 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。